

**別記1 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における
制限措置**
(香川県)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
瀬戸内海機船船びき網漁業	瀬戸内海いわし機船船びき網漁業	27 隻	10 トン未満	愛媛県四国中央市仮崎突端から同県越智郡上島町江ノ島東端を見通した線以東の燧灘のうち愛媛県海域 ただし、香川県観音寺市円上島頂上から愛媛県今治市と同県西条市の境界の大崎ヶ鼻突端を見通した線以北の海域を除く。	5. 15～翌 1. 15	香川県において同様の漁業種類の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
ごち網漁業	一そうローラーごち網漁業	11 隻	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し 1,000 メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し 500 メートルの点を結ぶ線の 5 直線に囲まれた区域	1. 1～12. 31	香川県において同様の漁業種類の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
流し網漁業	さわら流し網漁業	19 隻	定めなし	燧灘海面 ただし、旧越智郡西部海面及び別記2に掲げる禁止区域を除く。	4. 1～7. 31 9. 1～11. 30	香川県において同様の漁業種類の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者